

平成 30 年度第 5 回仙台市自殺対策連絡協議会議事録

開催日時：平成 31 年 3 月 18 日（月）18:00～

開催場所：仙台市役所本庁舎 2 階第 1 委員会室

[出席委員（五十音順・敬称略）]

秋田恭子（宮城県臨床心理士会）
大友まり子（仙台市民生委員児童委員協議会）
折腹実己子（仙台市地域包括支援センター連絡協議会）
佐藤泰啓（宮城大学看護学群看護学類）
鈴木琴似（みやぎの萩ネットワーク）
田中幸子（藍の会、全国自死遺族連絡会）
土井浩之（仙台弁護士会）
戸澤美和（仙台市立病院総合サポートセンター）
永井 恵（仙台いのちの電話事務局）
松良千廣（宮城県私立中学高等学校連合会）
望月美知子（宮城県精神神経科診療所協会）
渡部裕一（宮城県精神保健福祉士協会）

（欠席委員＝浅沼孝和（仙台市医師会）、小高 晃（宮城県精神科病院協会）、佐々木賢一（宮城労働局労働基準部健康安全課）、佐藤一司（宮城産業保健総合支援センター）、佐藤 淳（宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課）、千葉恵理子（宮城県司法書士会）、土合真紀子（エル・ソーラ仙台相談支援課）、山田威彦（仙台市中学校長会））

[事務局]

仙台市健康福祉局（村上次長、郷湖障害福祉部長、伊藤障害者支援課長、林精神保健福祉総合センター所長、小林保健衛生部参事兼健康政策課長）

[次第]

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) (仮称) 仙台市自殺対策計画骨子案について
 - (2) その他
- 3 閉会

[会議内容]

1 開会

（事務局）

定刻となりましたので、ただいまより平成 30 年度第 5 回仙台市自殺対策連絡協議会を開催いたします。

本日の協議会の成立についてでございます。本日は現時点で、11名のご出席をいただいております。委員数20名の過半数を満たしておりますことから、協議会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、本協議会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

なお、浅沼委員、小高委員、佐々木委員、佐藤一司委員、佐藤 淳委員、千葉委員、土合委員、山田委員の8名の委員におかれましては、本日はご欠席のご連絡をいただいております。また、永井委員は、若干到着が遅れておられるようです。

続きまして、事務局の職員をご紹介します。健康福祉局次長村上でございます。障害福祉部長郷湖でございます。障害者支援課長伊藤でございます。精神保健福祉総合センター所長林でございます。保健衛生部参事兼健康政策課長小林でございます。

次に、事前にお配りしております資料の確認でございます。お手元がない場合、乱丁落丁の場合はお知らせください。

(配布資料の確認)

傍聴の方にお伝えいたします。傍聴に際しましては、受付にて配布いたしました「会議の傍聴に際し、守っていただきたい事項」に記載のとおり注意事項をお守りくださいますようお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、今回の会議でご議論いただきます点の位置づけにつきまして簡単にご説明をいたします。

次第の裏面をご覧ください。これまでの経過について記載がございます。今回は、これまでのご議論、パブリックコメントの結果等を反映し、事務局にて作成いたしました仙台市自殺対策計画最終案についてご意見を頂きたいと考えております。本日の議論を踏まえ、今月末には計画を策定することといたしております。

それでは、以後の進行は土井会長にお願いいたします。

(土井浩之会長)

それでは議事に入ります。

まず、議事録署名人を指名いたします。渡部裕一委員にお願いしたいと思います。渡部委員、よろしいですか。

(渡部裕一委員)

承知いたしました。

(土井浩之会長)

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

2 議事

(土井浩之会長)

それでは、次第にそって議事を進めてまいります。

今、お話しがありましたように今年度末までに計画を策定しなければいけない決まりになっておりますので、なんとか間に合ったというところかと思っております。あるいは計画的にまとまったということかもしれませんが、いずれにしろ協議会自体は今日で最後ということになります。それでありまして、今回の会議を持ちまして後はないわけですから、まずはこの内容を確認していただきたいということであります。前回示された中間案に対してパブリックコメントや第4回協議会などで意見が加わったものを踏まえて、今回の最終案ということになっているはずですので。

今日の会議の一番の目的は、この計画の最終案の内容を、これまでの議論等を踏まえたものとなっているかの確認をしていただくということが主たる会議の目的ですけれども、今回初めてこのような地域の自殺対策の計画が策定されますので、それにあたっての最後の協議会ということにもなりますので、これからこの計画が具体的に実現していくにあたって、われわれ協議会のほうでも大いに意見を述べて行こうというふうに思っておりますので、どうぞ皆様方の活発な議論のほうをよろしくお願い致します。

それではですね、主に変更点を中心に事務局のほうからご説明をよろしくお願い致します。

(伊藤障害者支援課長)

私のほうから、まずお手元の資料1により自殺対策計画中間案に対する市民意見募集の実施結果についてご説明を申し上げます。なお、前回の第4回自殺対策連絡協議会においてお示した中間案については、複数名の委員の方から文言等の修正等についてご意見をいただいておりますので、市民意見募集の際にはそれらの意見を踏まえて一部表現等を修正した、皆様のお手元に配布してありますこちらの中間案を使用しております。本日は実際に使用したのものにつきましても参考までにお手元のほうに配布させていただいたところですので、後ほどご高覧いただければと思います。

それでは資料1をご覧ください。

まず実施概要ですが、記載のとおり平成30年12月21日から平成31年1月21日にかけて、市民意見の募集を実施しております。意見提出人数・件数のところにある通り14名の方から28件のご意見をいただいております。いただいた意見の内訳でございますけれども、件数の多かった主なものとしては、【方向性1】一人ひとりの気づきと見守りの推進に関するものが4件、【方向性2】人材の確保と育成に関するものが4件、【重点対象1】若年者に関するものが6件などとなっております。この内訳の中でも件数の多かったご意見を紹介いたしますと、多様な性のあり方についての理解促進、それからセクシュアル・マイノリティの理解促進、スクールカウンセラーの能力向上や学校との連携促進に関するものが主な意見となっております。その他頂戴した意見とそれに対する本市の考え方ににつきましては、参考資料として配布させていただきましたものを後ほどご高覧いただければと思います。

次にこうして寄せられた市民の皆さまからのご意見、これまでの当協議会と議会からのご意見を反映する形で策定を進めてまいりました資料2の自殺対策計画最終案についてご説明をさせていただきたいと思っております。なお、説明につきましては資料3(仮称)仙台市自殺対策計画中間案からの修正箇所一覧を用いながら、適宜資料2をご覧いただく形で進めたいと存じます。ちなみに資料4につきましては、市民意見の募集でいただきました市民の皆さまのご意見、それから当協議会、市議会からいただいたご意見について、同趣旨のご意見を項目ごとに集約した上で、最終案の反映状況を中間案との対比でまとめたものでございまして、項目の下の箱囲みにいただいたご意見をどこからいただいたものをカッコ書きであわせて記載しております。表の下段左側に中間案における状況、下段の右側に最終案における反映状況をまとめております。

それでは資料3の項目1をご覧ください。計画名称についてでございます。計画の名称につきましては市議会から、より市民に分かりやすい内容で表現したほうがよいのではないかというご意見を、市民意見の募集におきましては、基本理念の「誰も自死に追い込まれることのない仙台」は冒頭の部分で強調されるべき重要な内容であるという趣旨のご意見を、それぞれいただいております。これを踏まえまして、本市では計画案の表紙の通り、国の自殺対策基本法の中で用いられている自殺対策計画という名称を基本としつつ、基本理念を併記することで、何を指す計画なのかが市民の皆さまにも分かりやすいものとなるよう配慮してまいりたいと考えております。

続いて、資料3の項目2でございます。こちらは資料2では14ページに該当がございます。中間案では「自死は誰にでも起こり得る」と表現していた部分、それから「多様性や違いはかけがえのないもの」と表現していた部分につきまして、国の自殺対策大綱の趣旨などを踏まえて市民の皆さまに正しく認識していただけるよう丁寧な表現を用いるべき、というご意見を市議会からいただいておりますので、最終案ではそれぞれ、「自死の背景にある問題は、誰にでも起こり得る」あるいは「多様性や違いを認め、理解し合うことが重要である」とより分かりやすい丁寧な表現に改めたところでございます。

続いて資料3の項目3以降でございますが、当協議会及び市民意見募集において、中間案では記載されていなかった取組みに関してのご意見を多数いただいたところでございます。計画の最終案におきましては、中間案で例示した主な取組みに加えまして関係部局との連携のもとで進める自殺対策に資する取組みを幅広く掲載することとさせていただきます。具体的には資料2の32ページをご覧ください。第5章対策を推進するための取組みという形で、庁内の関係部局が実施している自殺対策に資する取組みを組織横断的に4つの方向性ごとに整理して掲載することとさせていただきます。資料3と併せてご参照いただければと存じます。

主に意見の多かった部分について資料3に基づきましてご説明をさせていただきますと、項目3セクシュアル・マイノリティに関する取組みでは、パブリックコメントにおいてセクシュアル・マイノリティの理解促進事業の明記、それから理解促進のための教職員に対する研修の実施についてご意見をいただいているほか、市議会からもセクシュアル・マイノリティに関する具体的取組みについて記載すべき、というご意見をいただいております。こうしたご意見を踏まえまして、計画の最終案ではさきほどご紹介した第5章の中では33ページ No. 15としてホームページ等を活用した多様な性のあり方についての啓発活動の実施、36ページのNo. 40教職員向け人権教育研修、同じくその下のNo. 41児童生徒を対象とした人権教育等の中でセクシュアル・マイノリティへの理解促進に取り組んでいくということを計画に反映したところでございます。

続いて資料3の項目6スクールカウンセラー等との連携についてでございます。こちらでは、パブリックコメントにてスクールカウンセラーの学校内での権限強化、学校教員との連携体制の確保が重要であるというご意見をいただいているほか、当協議会からもスクールカウンセラーのサポート体制の構築が必要であるといったご意見をいただいたことを踏まえまして、計画最終案の資料2では41ページのNo. 90スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの効果的な連携を進めるための教職員向けの資料の活用による教員の対応力の向上、50ページ No. 184 いじめ不登校対応支援チームによる助言指導や、53ページ No. 213 スクールカウンセラー連絡協議会、同じく No. 214 スクールカウンセラー調査研究委員会を通じた学校とスクールカウンセラーとの連携の仕組みづくりに取り組んでいくということを計画に反映したところでございます。

また、資料3の項目8をご覧ください。学校の管理職を含めたいじめ対策についてということで、自死予防のためには学校の管理職のマネジメント能力の向上や、人間づくり・自分づくり教育も重要であるとの当協議会委員からいただいたご意見を踏まえまして、資料2の36ページにNo. 42 学習意欲や社会性向上を育む自分づくり教育の推進や、40ページ No. 84 各職階に応じた体系的な研修の中で校長や教頭等管理職向けに学校経営や校内協働に関する研修を実施していくということを計画の方に反映したところでございます。

続いて資料3の項目12自殺未遂者等ハイリスク者支援についてでございます。ここでは、自殺未遂者等ハイリスク者への支援は、精神科医療との連携が欠かせないため、精神科との連携について、記載する必要があるとの当協議会委員からの意見を踏まえまして、資料2の最終案の28ページで、主な取組みの中に、一般救急や精神科医療機関等と連携して多機関協働を実施していくという形で表現として盛り込ませていただくことといたしました。

最後に資料3の項目13 PDCAサイクルについては、当協議会の委員からPDCAサイクルの内容について、市民の方にわかりやすいようにもう少し具体的に記載すべきとのご意見をいただいたことを踏まえまして、資料2の計画最終案の54ページにPDCAサイクルのイメージ図を追加させていただきます。どの機関が各段階において具体的にどのような役割を果たしていくのかというところを明示させていただいたところでございます。

ただいま、中間案からの主な修正点を中心にご説明させていただきましたけれども、市民意見、当協議会、市議会からいただいたご意見、庁内各課から寄せられた意見等も踏まえまして、最終案を調整してきたところでございます。

本日の協議会におきましては、冒頭会長からもありました通り、主にこれまでの議論が最終案に反映されているかどうかをご確認いただくと共に、今後計画の着実な推進に向けたご意見等を賜ればと存じます。私からの説明は以上でございます。

(土井浩之会長)

はい、ありがとうございます。それでは、確認というか内容について、質問でも意見でもよろしいので。はい、どうぞ。

(田中幸子委員)

最終案の27ページのところですけれども、取組みの方向性のところに箱囲みで主な取組みが示されています。この中で、上のところに「自殺未遂者等ハイリスク者向けリーフレットによる啓発」というものがあり、自殺未遂をした方の心情を踏まえた、相談機関・窓口の利用を促すリーフレットの作成及び配布をするとされていて、下のほうにも「仙台市自殺対策推進センター（仙台市こころの絆センター）のリーフレットによる啓発」として、自殺未遂者等ハイリスク者に対する電話相談窓口に関するリーフレットの作成及び配布をとなっております。これは二重になっている気がしていて、その意味はあるのでしょうか。かぶっているので一つにまとめてもよろしいかなと思って。これは何か意図があって別々にしているのですかね。私は一つにまとめたほうがいいのじゃないかと思っていますけれども、いかがでしょうか。

(伊藤障害者支援課長)

それぞれ内容が若干異なっておりまして、上のNo.11のリーフレットにつきましては、救急隊の方から実際に自殺未遂をした方々に、相談機関や窓口を周知するためのものであります。下のものにつきましては、自殺未遂等ハイリスク者の方だけでなく、こころの絆センターについて広く一般の市民の方に周知啓発を図るという事業となっております。従いましてそれぞれの役割が異なるというところで、分けて記載をさせていただいたということでもあります。

(田中幸子委員)

分かりづらくないですか。同じような表現になっていると思うのですが、できれば違うということをもう少し分かりやすくここに書かないと、同じように見えてしまうのですけれど。

(林精神保健福祉総合センター所長)

確かに分かりにくいところがあるかもしれません。No.11のほうはこちらのパンフレットで、救急隊の方向けに、自殺未遂をされた方の心情を踏まえた窓口の利用を促すというもので、ハイリスクの人に割と特化した内容となっております。そして下のほうの相談窓口等の場合は、一般の方向けのパ

パンフレットで、バイリスクの方だけではなくて広く相談窓口を知っていただくためのパンフレットで
ございます。

(田中幸子委員)

そうしたら、上の方の救急隊向けのものを、救急隊向けというふうここに書かれた方が分かりや
すいかなというふうに思いますけれど、そうでないと一般市民は分からないと思いますけど。いかが
でしょうか。

(伊藤障害者支援課長)

ご指摘のように同様の表現になっている部分があると思いますので、只今の委員のご意見も踏まえ
て、両者の違いが分かるような形で、表現を修正することを検討させていただきたいと思います。

(田中幸子委員)

ぜひお願いします。私もよくやりますけど、自分たちは熟知しているので割と『そんなもんだ』と
いう具合に書いていたりして、主語が抜けてしまう場合が大変多いということがあると思いますけど、
これでは一般市民は分からないと思います。何が違いがあるのかということが分からないと思います
ので、救急隊なら救急隊というふうに書かれたほうが、おそらく一般市民は理解できるんじゃないか
なというふうに思いますけど、事業も内容も違うんだなということが理解できると思います。ぜひよ
ろしくお願いします。

(土井浩之会長)

はい。まあ、ゆっくり時間を取りながら進めて行きたいと思うんですけども。はい。

(松良千廣委員)

最終案の23ページですが、上の箱囲みの中に、「いじめの未然防止や早期対応」との表記がありま
す。早期対応はしなければいけないですけど、未然防止というものはできないと思うんですね。

それから箱囲みの一番下の、スクールカウンセラーの配置のところ。「いじめ・不登校問題」となっ
ていますけれど、いじめと不登校問題が非常に似ている、セットになっているかのような印象を与え
ますけれども、この2つは相当に違う問題であるということがひとつと、「諸問題の解決に向けたスク
ールカウンセラーの配置」という表現がありますけれど、これは前にも申し上げた通り、資料3の5
ページの項目8にも「いじめ問題の解決に向けてはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワ
ーカーの支援だけでは不十分」とありますように、スクールカウンセラーには、こういう問題の解決と
いう役割は、期待するのは無理なんですよね。他にできることがないときに配置してちょっとつなぎ
に使うことはできますけれども、解決は、そこからやっとな問題が発覚してきた後の指導者の仕事なん
だということが、最終案のほうではごちゃごちゃになってしまっているのではないかと思うんです。

(土井浩之会長)

ただいま3つのことが意見として出されましたけれども、まず一つ目として、いじめの未然防止と
いうのは不可能なんではないか、ということです。これについていかがですか。

(伊藤障害者支援課長)

いじめを完全に防止するのは無理ではないかという趣旨のご意見かとは思いますが、そこに向けて、
未然防止につながる対策を打って行くということは非常に重要なことだというふうに考えております。

従いまして、表現としては、「いじめの未然防止に向けた」という形にしているところです。いじめの未然防止が可能な状況なのであれば、その防止に取り組む必要があるわけですので、そこに目標を定めてさまざまな施策を行っていくという姿勢を、このような形の表現にしているところでございます。この点についてご理解をいただきたいと考えております。

(土井浩之会長)

いかがでしょうか。完全にゼロにするというわけではなくて、防げるものを防ぐという趣旨だということだと思うんですけど、いかがですか。

(松良千廣委員)

発生してからしか分からないんじゃないかと思うんですけどね。

(伊藤障害者支援課長)

実際に発生してからでないといけないということですが、そこに至る徴候というのは様々あるのではないかと考えております。それがいじめに発展しないように、いじめにならないように抑止策を講じていくことが重要だと考えておまして、この計画の中では、「未然防止に向けた」という表現にさせていただいているところでございます。

(松良千廣委員)

その事前徴候が掴めるくらいだったら、誰も苦労しないんですよ。早期対応しかできない、せめて早期対応をしなければならないということですかね。

(郷湖障害福祉部長)

未然防止はなかなか難しいのではないかとありますが、だからといって例えば学校での道徳教科においてですとか、未然防止に向けた取組みをこの計画とは一切関係がない、としてしまってもよいのかというと、私どもは決してそうではないと考えております。未然防止に向けて、できることはやらなければいけない。仮にそういう取組みをしても発生してしまったということであれば、早期対応をするといった、二段構えの対応を行わざるを得ないと思っておまして、ここはこのままの記載とさせていただければと考えております。

(土井浩之会長)

ほかの委員の方は、何かご意見はありますか。

(望月美知子職務代理者)

いじめの未然防止ということなんですけれども。やはり学校のクラスの中の集団の雰囲気といったようなことが、いじめを起こしやすくするベースになっているというふうに思いますので、クラスを非常に和やかな雰囲気に作っていくとか、そういう努力も未然防止につながるのではないかな、入れておいてもよろしいのではないかなと、私は思いました。

(土井浩之会長)

ほかにご意見ありますか。

(大友まり子委員)

未然防止のことですが、私自身も子どもたちに命の大切さを教えることから始まって、思いやりを持つといったような大きな意味での教育も、未然防止のひとつという考えを持っております。ですので、入れておいてもいいような気がいたします。

(土井浩之会長)

ここで決を採るといったような性格の協議会ではないので、さまざまご意見をいただければそれでいいのではないかと思います。松良委員がおっしゃるように未然防止できたかどうかの検証は、明らかに不可能の話で、その意味ではご指摘の通りだと思いますけれど、広い意味でのいじめが起こりにくくなる風土というのか体質というのか、そういうことに関してはありなのかなど。言葉の使い方の問題かなというふうに、私の方では思いました。感想です。

それから、次の問題として、いじめの問題と不登校の問題は違う問題ではないかということと、もうひとつはスクールカウンセラーが唯一の解決策あるいは解決の決め手のような表現に問題があるのではないかというご意見についてです。本文の主な取組みの一番下のところで、「いじめ・不登校問題や生徒指導上の諸問題の解決に向けたスクールカウンセラーの全市立学校への配置」という表記になっています。どうでしょうか。事務局の方、何かご見解はありますか、それとも委員の先生方、ご意見とかあれば。

(伊藤障害者支援課長)

見た目が一緒くたと言えば一緒くたになってしまっていますが、決していじめと不登校とが同じ問題であるというふうには、我々も考えていないところでありますので、「いじめ・不登校」という表現ではなくて「いじめや不登校」といった表現にしてひとまとめではないということが分かるような形になるように工夫していきたいと思っております。

それから、諸問題の解決に向けてはカウンセラーだけでは不十分ではないかという点に関しましては、我々も委員ご指摘の通りであると思っております。そのために先ほどもご説明しましたけれども、スクールカウンセラーだけではなくて、教職員がきちんと連携してスクールカウンセラーをサポートしていくという体制を確保するための施策も今回の計画には盛り込んでいるところでございます。決してすべてをスクールカウンセラー任せにするということではなくて、相談の窓口となるカウンセラーの方に問題を捉えてもらって、その後は教員なり学校全体で、児童生徒を支援していくといった仕組みづくりが重要だと考えており、そうした取組みも盛り込んでいるところでございます。

(土井浩之会長)

ご意見がちゃんと理解されているかに関して、もしかしたらもう少しご説明なりあれば、教えていただきたいのですが、大切にところだと思いますので。

(松良千廣委員)

学校においては、問題の解決をするのは先生たちなんですよ。スクールカウンセラーに問題の解決を期待するというのは過剰期待で、あの方々は、問題になっている部分の人たちから上手に現状を聞きだすとかいったようなことは上手にやっていただきたいですが、最後は解決をするのは教師のはずなんです。そういうつなぎかたをしていかないと解決には向かわないと思っておりますね。

(土井浩之会長)

そういう表現になっているでしょうかね、委員の皆さま方何か。

(田中幸子委員)

こういう表現だと、スクールカウンセラーが解決に向けてなんかやらなきゃいけない、みたいな感じを受けてしまうんですね、松良委員がおっしゃるようになりますね。そうじゃなくて、例えば連携をするんですとか、学校の中で組織を作ってその中にカウンセラーがいて一緒になってやっていくみたいな書き方だといいいんです。でも、この書き方だと本当に、松良委員がおっしゃるとおり、諸問題の解決に向けてスクールカウンセラーが配置されてやらなきゃいけないみたいな。まあ、やれないと思いますよ。おっしゃるとおりに。やっぱり教職員と一緒にやってやらなきゃいけないと思うので、そこ書き方の工夫だと思うんですけど。いかがでしょうか。

(伊藤障害者支援課長)

ご指摘の主な取組みに関しては、方向性2の、「対応ができる支援者の配置と育成」という部分での取組みの例示になってございましたので、ここに連携についてまで掲載していくことは、難しいものと考えています。また、我々としてもスクールカウンセラーが全て解決するとは考えておりませんので、「解決に向けた」という表現にしているところでございます。それから連携して支えてやっていくということにつきましては、方向性4のほうで、切れ目のない支援の提供に向けた連携強化の一番下のスクールソーシャルワーカーによる学校と関係機関の連携といった取組みを掲載する形で整理をさせていただきます。

(田中幸子委員)

すいません。それは一貫性がないと思うので、ここでも書いて、次でも書いていいんじゃないかと思うんです。別々に書くんじゃないで。ここでもそういう方向性を持たせて。ここだけ見ちゃったりするんだから、他に書いてあるからいいという話ではないと思うんです。位置づけとしては同じような位置づけで同じような表現をされたほうがいいと、私は思いますけれどもね。ここに書いてあって、こっちはこんなふうに書いてて、他には連携しますって書いてあるからいいんだって話じゃないと、私は思うんですけど。やっぱり、書き方、表現だと私は思いますけど。変えることって、そんなに難しいですかね。

(郷湖障害福祉部長)

確かにスクールカウンセラーの配置のところの記載が、「いじめ・不登校問題や生徒指導上の諸問題の解決に向けた」という表現になっている点がポイントと思ひまして、あたかもスクールカウンセラーを配置すれば解決に向かうのだ、というふうにも読めてしまう可能性がありますので、この部分の表現を改める方向で、検討をさせていただきたいと思ひます。ただ、ここはあくまでも若年者の特徴を踏まえた対応ができる支援者の配置と育成といった、方向性2に沿ったところですので、やはりスクールカウンセラーの「配置」という、最後の結論の部分はなかなか変えることは難しいと考えております。「解決にむけた」といったあたりの表現を工夫してみたいと思ひます。

(土井浩之会長)

文の最後を「配置と活用」と書きちゃう、そう書いた方がむしろ部分的だという感じがしていいんじゃないと思ひますけれども、まあ最終的には事務局のほうで文言を考えていただかないといけないところだと思うんですけども。今日はなにしろ最後ですから、問題の所在としては、こういう問題があるということは認識が共通化されたと思ひますので、次のところに行きたいと思ひます。

(秋田恭子委員)

現実問題として、スクールカウンセラーの全市立学校への配置と言っても、週に1日とかそういう感じですよ。そうすると、こういういろんな問題というのをそんなに扱えるのかなっていうことが勿論あると思いますし、経済的なことをいえば皆さんなかなか引受けにくくなってくるんじゃないかっているのがあると思いますけれど。ここでいうのもアレですけど、東京都などは時給が5,500円を維持してやっていますけど、仙台市はそうではないと思いますので、その意味でいろんなところに決まってくると、どんどん抜けていくみたいなことになっていくと。まあ(スクールカウンセラーになることを)希望しない、よっぽどスクールカウンセラーがやりたいといえば別ですけど、生きていく生活していくという上では、なかなかこの職を選んでいくというのは難しいかなと思いますね。それから、おっしゃったように、ひとつの意見として、いろんな年代の人たちの心の状態とか、どういうふうに連携していくか、他機関との連携ということを考えて時には、お役に立てることもあるかと思いますが、もちろんあくまでも校長先生を始めとした教員が動く、その中の一人にすぎないとは思いますが。現実問題として、この全部の市立学校への配置自体が、希望者がどれだけいるのかということが多分話題なるかなということになると思いますので。そのへんのことを考えて、プラス学校の先生たちもお忙しくて、なかなかいろんな話をするとなると、残業するということになってくる、サービス残業になると思いますけど、そういうことになってくるということもありますし。だからあまり簡単には、こういう大変なものをやっていくというふうな中で時間的なこととか経済的なこととかを考えると難しいかなと思いますので。現実どうなのかなと思います。

(土井浩之会長)

実践に向けて専門家の当事者のお立場から貴重なご発言だったと思いますので、是非参考にさせていただきたいと思います。それでは他のところや…はい。

(秋田恭子委員)

第5章のこのさまざまな取組みを方向性ごとに示してあるんですが、あまりに多くて。214の取組みを4つの方向性に分けてあるんですけども、初めて見る人はどういう区分けになっているのか、例えば29ページから重点対象として被災者が挙げられています。第5章では例えば52ページのNo.199に被災者のことが書いてあって、他のところにもあって、方向性4の中でも被災者関係の内容があちこちに飛んでいるというか。この並べ方、括り方というものを少し分かりやすくしていただくといいのかな、と思うんですけど。取組みがたくさんあるのはいいと思うんですけども、これを市民の方に括りを分かりやすく伝えていく工夫が記載には必要かと思うんです。伝わりましたでしょうか。

(望月美知子職務代理者)

実は私も、この第5章についてはいろいろ盛りだくさん過ぎて、さっぱりわからないというふうに思いました。もうすでに行われているような事業というものがたくさん含まれていると思うのですが、この計画をせっかく作ったんですから、この計画を作ったことで新しく取り組むことにした内容、それから今までやってきたことをさらに充実させていくというふうなところをピックアップして、分かるように仕分けをしていただければ、大変いいのではないかと感じました。

(大友まり子委員)

私もこの第5章を読んだときに、前をみたり後ろを見たりという形で、「ああ、これとこれが結びつくんだ」ということがなかなか分かりにくくて、やはりもう少し分かりやすくまとめて、一般の市民の方が分かるように書いていただくということではできないでしょうか。

(土井浩之会長)

私の方で答弁するとおかしいと思うんですけど、国のほうでまず、これまで自死対策と意識されてこなかった自治体のいろんな取組みを、自死対策と関連づけて自死予防の観点から再構成する—いわゆる棚卸しというのが推奨されていて、とりあえず当面はその作業で、これも自死対策だこれも自死対策だということで、健康福祉局だけじゃなくて子供未来局や教育局やいろんな部局に、どこかの局がやるんじゃないかって全体でやるんだというようなことを意識してもらうことも地域自殺対策計画の一つの要のようになっていて、最初は私も懐疑的だったんですけども、これだといろんな部局にヒアリングとかをやられた結果なんだろうと思うとこれはとても効果があったんだろうなと思っています。ということで、私の感想ですけれども、確かにたくさんあるので、どちらかというと行政の自治体の活動全部が自死予防だと思うので、とりあえず今回は、それを棚卸ができたということでおそらく精一杯だったんじゃないのかなと思います。これをどのように有機的に組み立てていくかは、今後の課題ではないかなと思うんですけども、いかがですか。

(伊藤障害者支援課長)

ただいま会長に補足いただきありがとうございます。我々の方でも計画を推進するための取組み、主な取組みということで前回中間案では掲載させていただいたところですが、これだけでは全体が見えづらい、全体像が分からない、どういった施策が自死対策につながるのか分からないといったようなご意見もありまして、庁内各課との調整を経て、これは自死対策に有効だろうというものを今回、方向性という軸で整理させていただきました。重点対象として掲げた方だけでなく市民全体を支える施策という観点から見づらくてたいへん恐縮ですが4つの方向性ごととさせていただきます。また、今回、関連部局を掲載する関係で、関連部局の順序によるまとめ方をさせていただいておりますので、見やすさという点では見づらいところはあると思いますけれども、先ほど会長からもおはなしがありましたように、まずは今後自殺対策を進めていくうえでの第一歩ということで、庁内が自死対策の一翼を担っているということを今回認識してもらい、連携して対策を進めて行こうという意識をもってもらうためにこうしたまとめ方をしたというものでございます。こうした点についてご理解をいただければと考えております。

(土井浩之会長)

しかしながら、貴重なご意見ですので、将来に向けてここは工夫を考えていただきたいと思います。こんな感じで必ずしもこれにこだわらないで、これの実施にあたってのご注文をいただければそれもいいと思うのですけれども。はい、どうぞ。

(田中幸子委員)

さきほどのハイリスク者のところなんですけど、リーフレットが非常に多い、私まえにも言ったと思うんですけども、リーフレットの他にですね、小冊子みたいなものを作って対象者にお渡しする形を採られてはどうかと思っています。だから、ここにリーフレットと断言せずに、リーフレット等というふうにつけていただけて広げていただければなと思っています。いかがでしょうか。

(林精神保健福祉総合センター所長)

おっしゃる通りだと思います。冊子等も作成できるようにということを考えつつありますので、「等」の表現を加えたいと思います。ありがとうございます。

(田中幸子委員)

何度もすみません。資料2の23ページのところで、生活環境等に応じた切れ目のない支援の提供についてです。まあ書かれていることはだいたい分かるんですけども、いじめに関するSNSを活用した相談窓口の設置というふうにあります。ここなんですけれども、SNSだけでなく、深刻になったいじめはSNSだけではどうにもできないと、そこは窓口には過ぎないと。なので、SNSからさらに重大になった場合は電話につながりとか、電話でダメで解決できない場合は面談という方向に段階的に踏んでいくという話を、この前の国の会議でも議論になったんですね。是非ここにこう記載していただいて、できる方向でやっていただければと思うんですね。SNSだけでなく、いじめ相談のほうですね。電話相談もあると思うので、これだと、まあこれもいいんですけど、問題解決の推進ということでいいんですけど、他にもいわゆる連携しながらでない。そうでないと切れ目のない支援にならないというふうに私は思うんですけど。切れ目のない支援というのはそういうことかなと思うんですけどいかがでしょうか。

(伊藤障害者支援課長)

ここにSNS相談後のことを書き込めるかということについては、教育局とも調整を行わなければ確たることは申し上げられないのですが、おっしゃることはまさにその通りでありまして、SNSは入口でしかない、その後きちんとした相談窓口につながらなければ意味がないのではないかと、言われればその通りだと思います。記載の内容についてはこちらで調整はさせていただきたいのですが、本日の場でどこまで書き込めるかについて私だけの判断で申し上げることはできませんのでご了承ください。委員からご意見があった部分は、取組みを進めて行く上では重要な部分だと考えますので、教育局とも十分に情報を共有して対策の強化につなげていきたいと思っております。

(田中幸子委員)

この切れ目のない支援というところがやはり重要だと私は思っているのです。だったら切れ目のない支援をここに書かなければいけないんじゃないかなというふうに思うんですよ。ここで切れ目のない支援の提供というのでなければいいけど、あるんですから。やっぱりそこは考えていただきたいと思っております。それがなくてね、結局これで終わっちゃったらポツポツポツってなって連携がないと、いわゆる申し訳ないですけど、寺岡小学校の事件みたいなんです、ああいうふうにして追い込まれていってしまって心中事件、最悪の事態になってしまう。そういうことになりかねないので。あれも、たくさんの方に相談したんですけど、全然連携できてない。ポツポツポツってみんな同じことを答えてしまったが故に起きたことだと思うんですね。あれが連携できていれば心中にならなかった事案だと私は考えているので、連携というのは非常に大事ななというふうに思うんです。どこに行ってもここに行っても同じ、何やってもどこ行っても同じだとどうしようもないでしょ。連携ネットワークってとっても大事だと思いますので、是非そこを皆さんの頭のいいところで工夫していただいて、詰めるところ詰めていただいて、書いていただければと思いますので。そうするとより一層切れ目のない支援というのが見えるかなというふうに思うんですね。

(土井浩之会長)

問題の所在は共有できたと思っておりますので、教育局との詰めもあると思っておりますけども、そういう方向で是非努力していただければということになるんじゃないでしょうか、ね。SNSだけでは解決できない場合でも、SNSを端緒にして、さらなる解決方法というものが実際には必要だという問題の所在は共有されていると思っておりますので。後は教育局のほうと詰めてください。

実際の活用の方法や今後に向けての問題というのは、今日で終わりということではないんですけど、確認の部分は今日で…

(田中幸子委員)

私、聞きたいことがあるんですけど。自死遺族支援とあってですね、ネットワークってあるんですね。資料2の21ページですね。地域住民や民間団体、当事者等との地域づくりに向けたネットワーク形成となっていて、自死遺族間の相互支援ネットワーク形成(No. 203)となっていますけれども、これは、ネットワークというのは無いような気がして。私は10何年やってきて思いますけど。仙台市には無いような気が私はしているんですけどいかがでしょうか。私たちがやっている、宮城県精神保健福祉センターと県内の自死遺族支援団体が協働でやっている宮城県自死遺族支援連絡協議会というものはあるんですけど、ここには仙台市は入っていないんですよ。お誘いはしましたけどね、13年前に。入っていないんです。それが入る気持ちがあるんだったら別ですけど。私からすれば何もやってないのに、ネットワークやってないのに、ここにネットワークって書かれて、何を具体的にしていたか分かるのかな。ちょっとお聞きしたいんですけど。具体的に教えていただきたい。私は実感が湧かないので。

(小林参事兼健康政策課長)

これは自死遺族間のネットワーク形成という意味からしますと、この表現があいまいになっていたかと思います。仙台市のほうで自死遺族の方々を支援する団体さんに補助事業を行っているということと、そういう団体さんがあるよということをホームページなどで紹介しているという状況が現実です。いま田中委員がおっしゃったような具体的なネットワークの形成という表現は、もしかすると誤解を招くのかなと思いますので、ちょっと表現を工夫したいと思います。

(大友まり子委員)

地区の社協の小地域福祉ネットワークというのは、民生委員とか町内会というのが中心になって、社会福祉協議会でやっている小地域ネットワークを指していると思います。これは地域団体が一緒になってサロン活動、それから見守り活動、高齢者が主なんですけど、実際そのようにして私たち民生委員も活動している事業を、小地域ネットワークと申します。そのことをこの上半分は指していると思いますので、地域が連携して一緒にやってみようという意味を、たぶん指されたんだろうと思います。

(土井浩之会長)

今の説明だと、上のほうの説明は教えていただいた通りだと思うんですけど、下のほうですね。自死遺族間の相互支援ネットワーク形成というのは、これはじゃあそういう言葉は使わないということになるというご説明だったのかしら。

(小林参事兼健康政策課長)

自死遺族間のネットワーク形成といったような表現ではないほうが、誤解を招かないのかなと、今ご意見をいただいて。はい。

(土井浩之会長)

はい、分かりました。

(田中幸子委員)

これだと自死遺族の団体同士がネットワークを形成しているのかなっていう感じに見えるので、ね、それはないと思いますので。

(土井浩之会長)

もう少し時間取りますか。はい。

(折原実己子委員)

資料2の54ページでPDCAサイクルを示していただいて、どういうふうに推進していくかということがあるんですけども、5年間の計画の中で、どういうスケジュール感でこれをやるのかがあると、見えてくるかなというふうに思うんですが。この回し方と、途中で計画がどういう状況にあるのか、それを見て行くんだと思うんですけど、いつの時点でやるのかというのがあるとよいと思います。

(伊藤障害者支援課長)

PDCAサイクルにつきましては、基本的に毎年度、計画に基づく取組みの進捗状況を確認して、適宜評価をしたうえで、計画の取組みを見直すべきところがあれば随時見直していくということを繰り返すことによって、実効性の高い計画にしていく必要があるものと考えております。どのくらいのサイクルなのかということに対しては、毎年度ということになります。本文におきましても見づらくて大変恐縮ですが、第6章の(1)の説明のところに「PDCAサイクルにより毎年度、本計画に基づく取組みの評価・検証を行う」と記載させていただいているところです。

(折原実己子委員)

分かりました。

(田中幸子委員)

何度もすみません。取組みが非常に多くて、本当にできるのかなという気もしないわけでもないんですけど、とりあえず頑張っていたきたいとは思っているんですけど、全体的にはやはり健康福祉局が多いので、障害者や認知症ですね、障害を抱えた人たちの支援・対策が多いかなというふうな感じがするんですね。それはまあ、しょうがないかなとは思いますが、市民局かな、そちらの方に多重債務というのか個人債務のところは1ヶ所だけあったような気がするんですけど。消費生活センターって個人債務の相談などができるんですよ。仙台市消費生活センターなどですね。そういうところの明記をしていただいたほうが、本当にお金に苦しい人ってなかなか法テラスに5,000円払うのも大変だったりいろいろするわけなんですね。お金のかかるところにはちょっと行けないと。ということで本当にうちうちで。1ヶ所だけあるみたいなんですけど、消費生活センターのところを大きく書いていただいて、そしてこれは私は10何年前にもお願いしたことあるんですよ。市民はね、消費生活センターで個人債務の整理の相談をしていただけたらとは思っていない人が多いと思います、おそらく。消費に関する苦情だとかね、そういうものだと思っていると思うんですけど、これできるんですよ。それをきちんと周知していただきたい、教えていただきたいんです、市民に。そうすることでやはり助けられる命はあるかなって、私は最近遺族の相談を受けてそう思いました。2件ほどそういう相談があって、実際死んだんですね。消費生活センター知りませんでしたって言われました、遺族の人に。なので、それがあれば主人は相談に行ったかと思えますって2人の遺族に言われたので。最近です、これ。なので是非、そういうところが、多重債務1ヶ所だけ書いているところがある気がするんですけど、もうちょっと消費生活センターってはっきりと出していただけたらありがたいと思っております。

すけど。検討していただいて、ここ事業の掲載、今もやっているんですから、それをさらに推進していくっていう形で掲載していただければと思いますけれども。いかがでしょうか。

(伊藤障害者支援課長)

消費生活センターの記載については、資料2の45ページ、No.32に消費生活相談の実施ということは記載させていただいておりますが、只今のご意見を踏まえまして、もう少し取り組んでいる内容について丁寧に表現するよう工夫していただけないものか、市民局と調整をしてみたいと思います。

(田中幸子委員)

せっかく受付けて相談にのっていらっしゃるんですから、もったいないですから是非周知していただいて掲載していただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

(土井浩之会長)

ではそこは市民局と調整していただいて、多重債務という言葉を入れていいということであれば入れていただくなり、よろしくお願いします。それではそろそろよろしいでしょうか。

協議会はこれで終わりなんですけれども、ただ最終案ですから、最終案の最終の詰めの段階では協議会を開くことはできませんが、私の方で最終稿が出来る前に確認させていただいてから作成をしていただければと思いますけれど、いかがですか。それでよろしいですかね。

はい、ではそういうことで最終調整をして最終的に決定していただくということになると思います。

(秋田恭子委員)

あの、パブリックコメントについてですけど、これは年代としてはいくつくらいの方が意見をお寄せいただいているのか、教えていただけますか。年代とか、もし性別も分かるのであればそれも。

(伊藤障害者支援課長)

あまり詳細はお答えできないのですが、年代としては30~40代の方からのご意見が多く寄せられております。それから男女別につきましては、男性4人、女性4人、性別不明一何も記載されていない方が3人という状況でございます。

(秋田恭子委員)

通常、30~40代が多いのですか。こういうふうに意見を求めると。すみません、よく分からないので。パブリックに求めたりするとやはり、30~40代が多いですか。

(伊藤障害者支援課長)

他の計画の状況については、把握はしておらないのですが、計画の性質によってご意見を寄せられる方の年代も変化するのではないかと思います。例えば、高齢者保健福祉計画であれば、割と年代の高い方からのご意見が多いということもあるでしょうし。自殺対策計画については、どの年代にも関わる話ということになりますので、中間の年代の方からのご意見が多かったのではないかと考えております。

(土井浩之会長)

それでは、議事の(2)その他です。事務局のほうから、あるいは委員の皆さまのほうから何かありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、議事を終了させていただきます。皆さん、長い間ありがとうございます。事務局にマイクを戻します。

3 閉会

(事務局)

ありがとうございました。協議会の閉会にあたりまして、健康福祉局次長村上より一言ご挨拶申し上げます。

(村上健康福祉局次長)

本日も熱心なご議論、どうもありがとうございました。一言ご挨拶を申し上げたいと思います。土井会長をはじめ、委員の皆さまにおかれましては活発なご議論をいただきまして、おかげさまをもちまして、仙台市自殺対策計画の最終案を整理することができたかと思っております。本日ご意見さまざまいただきましたので、先ほど土井会長からもありましたけれども、事務局と土井会長のほうで整理させていただきたいと思っております。

平成29年10月から、この計画策定にあたっての議論が始まりまして、本日まで7回にわたってご議論をいただきました。この間、期間も長かった、あるいは従前ですと、この協議会は年に2回あるいは3回程度でしたけれども今年度は5回開催させていただきまして、改めて感謝申し上げます。

先ほどのご議論の中でもありました通り、第5章を今回初めて明示させていただきましたけれども、自殺対策に関わる本市の事業というものは、さまざま各局のほうで行っております。これについて改めて第5章としてまとめたときに、健康福祉局だけではなくて他の局も含めまして全庁的に取り組んで行かなければいけないのだろうと思っております。また、先ほど土井会長からもありましたが行政施策についてはすべからず生きていくための施策であると考えておりますので、自殺対策、自死予防に関する施策がこの他にも数多くあるかと思っております。

全庁あげて取り組んでまいります。この対策については仙台市だけの施策だけではなくて委員の皆さまが属しておられる団体や機関と共に全庁的に取り組まなければならない課題なのであると思っております。計画ができあがって終わりということではなくて、先ほど折腹委員からもありましたけれども、これからPDCAを回していくにあたっては、各年度ごとに実施状況等々を示させていただきまして、施策の中で足りないものがあるのかどうか、また自死予防というものは一つ一つの施策だけでは完結しないものだと思っておりますので、さまざまなものが絡み合って自死という事象が発生しているということを考えますと、一つの事業だけでなく、トータルでパッケージで取り組んでいく必要もあると考えております。

土井会長をはじめ委員の皆さまには、専門分野の知見や貴重な経験に基づきまして、様々な視点からご意見をいただいたと思っております。仙台市を代表いたしまして、厚く御礼を申し上げたいと思っておりますが、改めまして今後ともPDCAのサイクルを回していくにあたっては、この協議会の持つ役割は重大なものであると期待しておりますので、引き続きよろしくお願いをいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうも本日はありがとうございました。

(事務局)

本日、ご議論いただきました内容につきましては、事務局にて議事録案として作成いたします。作成後、委員の皆様へお送りいたしますので、加除修正のうえご返送いただければと存じます。これに基づいて事務局が修正作業を行い、議事録署名人の署名を以って、議事録として決定させていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、今回、事前にご送付いたしました資料とともに、委員の皆様のご照会をお伺いをいたしております。また、昨年開催いたしました第3回仙台市自殺対策連絡協議会にご出席いただいた委員の皆様におかれましては、議事録の確認依頼についても、併せてお願いをいたしております。ご多忙のことと存じますが、いずれにつきましてもご確認をいただきましたら、事務局にご提出いただきますようお願いいたします。

本日、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、今月末に計画を策定いたします。委員の皆様には、完成した仙台市自殺対策計画の冊子をお送りさせていただく予定でございますので、ご高覧いただきたく思います。

それでは以上をもちまして、平成30年度第5回仙台市自殺対策連絡協議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

令和 / 年 12 月 2 日

署名委員 渡部 裕一 